

## 2. 業績の概要

### ■主な業績

平成30年度上半期においては、日銀の金融緩和政策が継続される厳しい経営環境の中、効率的な資金運用と事業運営コストの削減に努めた結果、経常利益約28億円、当期剰余金約21億円となりました。

### ●損益の状況

(単位：百万円)

項目	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
経常利益	2,726	3,844	2,856
当期剰余金	1,833	2,736	2,160

### ●主要勘定の状況

(単位：百万円)

項目	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
貯金	1,957,176	1,942,920	2,000,829
貸出金	203,889	209,048	217,882
預け金	1,287,110	1,208,876	1,237,117
有価証券	561,914	620,009	662,353

### ●自己資本の状況

(単位：百万円、%)

項目	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
自己資本の額	112,401	109,427	111,817
リスク・アセット等の合計額	737,805	747,214	787,878
単体自己資本比率	15.23	14.64	14.19

(注) 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

## ●金融再生法開示債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末
金融再生法に基づく不良債権 (A)	6,904	6,770	6,122
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	917	879	891
危険債権	5,987	5,891	5,231
要管理債権	-	-	-
正常債権 (B)	197,842	203,100	212,500
合計 (A) + (B)	204,747	209,871	218,623
金融再生法に基づく不良債権に対する保全額 (C)	6,650	6,539	6,052
担保・保証	1,957	2,031	905
貸倒引当金	4,693	4,508	5,147
保全率 (C) / (A) × 100	96.32	96.58	98.85

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなってはませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
3か月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
5. 担保・保証  
破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権のうち、貯金、有価証券、不動産等の担保、保証等により回収が見込まれる債権額をいいます。
6. 貸倒引当金  
破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権のうち、すでに貸倒引当金に繰り入れた引当残高をいいます。

## ●リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成29年9月末	平成30年3月末	平成30年9月末
破綻先債権額	35	18	570
延滞債権額	6,862	6,746	5,547
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	6,897	6,764	6,118

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## ●有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区 分	取得価額	時 価	差 額
平成29年9月末			
売 買 目 的	-	-	-
満期保有目的	27,166	28,500	1,334
そ の 他	506,976	534,748	27,771
合 計	534,142	563,248	29,106
平成30年3月末			
売 買 目 的	-	-	-
満期保有目的	26,199	27,433	1,233
そ の 他	566,162	593,810	27,648
合 計	592,361	621,243	28,882
平成30年9月末			
売 買 目 的	-	-	-
満期保有目的	25,389	26,437	1,047
そ の 他	611,939	636,964	25,024
合 計	637,329	663,401	26,072

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっています。  
 3. 売買目的有価証券は保有していません。  
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表の計上額としています。  
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表の計上額としています。

## ●金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	取得価額	時 価	差 額
平成29年9月末			
運 用 目 的	-	-	-
満期保有目的	-	-	-
そ の 他	16,069	16,032	△37
合 計	16,069	16,032	△37
平成30年3月末			
運 用 目 的	-	-	-
満期保有目的	-	-	-
そ の 他	18,197	18,133	△63
合 計	18,197	18,133	△63
平成30年9月末			
運 用 目 的	-	-	-
満期保有目的	-	-	-
そ の 他	18,561	18,428	△133
合 計	18,561	18,428	△133

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっています。  
 3. 運用目的および満期保有目的の金銭の信託は保有していません。  
 4. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表の計上額としています。